

## 給水装置はあなたの財産です

道路に埋めてある水道管(配水管)から分かれて各家庭に引き込まれている水道管(給水管)と、これに直結する蛇口や水止め栓、給湯器などの給水用具をまとめて「給水装置」と呼んでいます。

給水装置は建物の所有者が設置したもので、所有者の財産です(水道メーターは除く)。したがって、**維持管理は所有者が行い、それにかかる費用は、所有者が負担することになります。**

ただし、当市では、配水管から分かれた部分より水道メーターまでは、水道事業者(市)が管理し費用を負担します。

## 給水装置の工事は指定工事事業者へ

給水装置に関しては、その構造及び材質に関する基準が政令に定められており、基準に適合した製品を使用する必要があります。この基準に適合した給水装置の工事を施工できると認められ、市の指定を受けた給水装置工事事業者が、皆様の委託を受けて給水装置の工事を施工することになります。

この指定給水装置工事事業者でない者が施工した場合には、給水を受けられない場合がありますのでご注意ください。

## 水が止まらない! こんな時は

給水装置の仕組みを知っていればあわてることはありません。まず、水止め栓を廻して水を止めましょう(レバーの場合は反対側に倒します)。

そのうえで故障の内容を点検し、指定給水装置工事事業者へ修理を依頼しましょう。なお、蛇口のこまの取り替えなど簡単な修理はご家庭でもできます。

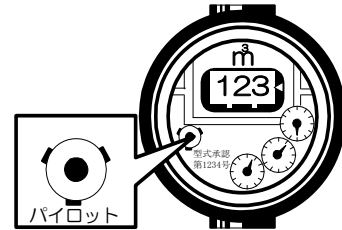


## 知っていますか? 漏水のチェック方法

検針水量がいつもより多いと感じたら、水漏れチェックをしてみてください。大切な水の節約のためにも、定期的にお調べになることをお勧めします。

### チェックの手順

- ①ご家庭内の蛇口を全部閉めてください。
- ②水道メーターのパイロットの動きを見ます。



パイロットが止まっている⇒漏水はありません

パイロットが回っている

⇒ 水道メーターから蛇口までの間のどこかで漏水しています。至急、市指定給水装置工事事業者に連絡して修理してください。

漏水箇所が地中である場合などは、申請により料金の一部を軽減できる場合がありますので、修理された場合は水道課へご連絡ください。

## 貯水槽設置者のみなさまへ

小規模貯水槽水道(有効容量 10 m<sup>3</sup>以下)の設置者は次のような管理及び検査を行い、適正な維持管理に努めてください。(東松山市水道事業給水条例)

### ●水槽の清掃

年 1 回、定期的に水槽の清掃を行ってください。

### ●水槽の点検

有害物、汚水等により水が汚染されるのを防ぐため、定期的に水槽の点検を行ってください。

### ●水質検査の実施

年 1 回、定期的に蛇口の水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素(滅菌効果)について、貯水槽維持管理業者などで水質検査を受けてください。

### ●関係者への周知

貯水槽が汚染されていると判明したとき、或いは蛇口の水に異常がある場合、直ちに給水を停止して利用者へ周知し、東松山市水道課や東松山保健所などの関係機関に連絡してください。